

令和7年6月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認 7 件、議案 10 件、請願 1 件であります。

審査の結果は、議案第 60 号については修正可決すべきものと決定し、その他の議案等については、いずれも異議なく、原案のとおり承認、可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項についてご報告いたします。

まず、承認第 3 号「専決第 3 号 令和 6 年度平戸市一般会計補正予算（第 10 号）」の財政課所管の歳入中、17 款 1 項寄附金の「企業版ふるさと納税寄附金」について、今回 8 件 2,297 万 5,000 円の寄附を受けたことによる増額補正で、既に予算措置済みの 2 件と合わせ 10 件の企業版ふるさと納税による寄附があったとの説明がありました。これに関して、再生可能エネルギー活用活性化基金も年々減ってきている中、寄附金を離島に限定して充当することはできないのかとの質問に対し、企業版ふるさと納税は、基金に積み立てるのではなく、地方版の総合戦略に位置付けられた新規事業や拡充事業など、全体的な市政発展のために有効活用している。しかし、離島活性化に活用できないというものではないことから、離島活性化対策も含め、今後検討していくとの答弁がありました。

次に、企画課所管の「移住定住環境整備事業」について、移住者が移住定住を決断するのは、補助額が本質ではなく、移住先がいかに関魅力的かどうかであり、まずは、平戸の魅力をアップし、平戸に住んでみたいと思ってもらうことが重要である。若い世代や子育て世代などの移住者目線で他の自治体になような支援策を考えるべきではないかとの意見に対し、移住定住に関する補助については、アンケート結果や移住者の意見を踏まえ、全面的に見直す必要があると考えており、効果的な支援策を十分議論し、平戸市独自のメニューについても検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第 55 号「令和 7 年度平戸市一般会計補正予算（第 1 号）」中、消防本部所管の「田平出張所太陽光発電設備導入事業」について、本事業は、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用しており、補助率は 10 分の 10 であるとの説明がありました。これに関し、一般財源 211 万 5,000 円が充当されているのはなぜかとの質問に対し、当初 5,550 万円で補助申請していたが、内示額が 3,888 万 5,000 円であったことから、補助額に見合うよう事業内容を精査し、最小限の一般財源を加えた形で事業規模を見直したとの答弁がありました。

次に、議案第 60 号「平戸市長等政治倫理条例の制定について」に関し、近隣自治体において発生した公共工事を巡る官製談合事件を契機に、特別職自らが市民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、その権限または地位の影響力を不正に行行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう、必要な措置を講じるとともに、市政に対する市民の信頼を確保するため、今回新たに条例を制定するとの説明がありました。これに関連し、市長等の政治倫理という重大な案件については、慎重な審議が必要であり、本市においては、同様の事件等は起きておらず、入札制度においても透明性が図られている状況である。また、市長選挙を控える中、憲法上の平等原則、職業選択の自由など憲法の趣旨を踏まえ、パブリックコメントなど市民の意見を求めるべきであり、早急に制定する必要があるのかとの質問に対し、執行部において十分議論し、憲法等の趣旨に抵触することはなく、今後における選挙の公平性と透明性の確保、利害関係者による不正を未然に防止をするという意味で、この条例の必要性を認識した上で提案しているとの答弁がありました。また、請負等に関する遵守事項にかかる親族の適用範囲について、全国的に 2 親等が多いように見られる中、1 親等としたのはなぜかとの質問に対し、条件を厳しくすることにより、今後のなり手不足や県内他市においても、同様の規定としている自治体があること、また、本市議会議員の政治倫理条例においても 1 親等と規定していることから、最終的に 1 親等と判断したとの答弁がありました。これに対し、県内も含め、全国的に見ても 2 親等としている自治

体も多く、市長と議員では立場・権限が大きく異なるものであり、新規条例制定にあたって未然防止のためにも2親等とすることに問題はないなどの意見があり、これらの質疑や意見を踏まえ、竹山委員を提案者として修正案が提出されたところであります。

提案理由の主旨については、「本条例の第4条における市の請負等に関する遵守事項について、1親等以内の親族が役員をする企業等や1親等以内の親族が資本金などを出資している企業等は、地方自治法の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないように市に対する請負その他の契約を辞退するよう努めることを規定している。1親等以内の親族とした理由は、本市議会議員の倫理条例に合わせたとの説明であるが、他市の条例を見ると、2親等以内としている自治体が多い。また、市長等と議員では、請負などに関する権限が同じではなく、議員の倫理条例に合わせる必要はなく、むしろ請負に伴う入札業者選定などに関わることから、市長等については透明性を確保する観点から、条件を厳しくする必要があるのではないかと考える。他の自治体でも同様のケースが見られることから、2親等以内とすべきものである」との理由から、条例の一部修正が提案されました。

修正案の内容は、平戸市長等政治倫理条例第4条中、「1親等」を「2親等」に改めるものであります。

これを受けて、本委員会におきましては、修正案について採決した結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

(修正案)

議案第 60 号 平戸市長等政治倫理条例の制定についてに係る修正案

議案第 60 号 平戸市長等政治倫理条例の制定についてを次のように修正する。

平戸市長等政治倫理条例第 4 条中「1 親等」を「2 親等」に改める。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認4件、議案7件、請願1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認、可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、承認第3号「専決第3号 令和6年度平戸市一般会計補正予算（第10号）」中、商工物産課所管の「中小企業等設備投資関連支援事業」に関し、中小企業等経営力強化促進事業補助金の交付実績が2件、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金については交付実績が0件で、両補助金とも当初の申請件数、金額に達しておらず、あまり活用されていないのは問題である。令和7年度については、制度の見直しを図るため事業を休止するということだが、令和8年度に向け、令和6年度と同じ状況に陥らないために、事業者が活用しやすい交付要綱に見直してほしいとの意見に対し、ご意見をしっかり受け止め、補助対象年数や要件、補助額も含め関係団体との協議の中で議論を深めていくとの答弁がありました。また、この事業に対して周知が十分ではないのではないかとの意見に対し、商工会や商工会議所から情報収集を行い、申請を考えているという情報があれば事業者に出向くなど、申請していただけるよう後押ししていきたいとの答弁がありました。

次に、文化交流課所管の「伝統的建造物群保存地区保存整備事業」に関し、伝統的建造物群の特定物件は平戸市全体で249件あり、観光面や文化面の観点から重要なものと理解する。一方で、その中には老朽化して倒壊の恐れがある危険な家屋もあり、安全面を配慮した対策が必要である。保存可能な家屋は残さないといけないが、まずは地域住民の声をしっかり聴くとともに、その意見を反映させながら事業の推進を図ってほしいとの意見に対し、伝統的建造物群に指定されている中で、すでに1件危険

な家屋があるものの、所有者と確認を取りながら危険個所の撤去を行っている。今後も地域住民の安全確保を最優先に、平戸市伝統的建造物群保存地区保存審議会の中で専門家の意見を伺いながら事業の推進を図っていくとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。